

中期目標の概要

1 意義

地方独立行政法人制度において、設立団体の長が「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行していく仕組みとなっています。

さらに、中期目標期間の終了時には、中期目標の達成状況について市の附属機関である評価委員会の評価を受けることとなっています。

<中期目標の意義>

- (1) 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- (2) 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

2 期間及び策定の手続き

(1) 目標期間は3年～5年

一定の目標に従って業務運営を自立的かつ自発的に行うには短期では難しく、長期では社会等変動により目標を変更する必要があることから、ある程度社会その他の変動が予測できる中間的な期間として3年から5年が適切とされています。

(2) 議会の議決を経る理由

ア 市が地方独立行政法人を設立して、独立した法人を通じてどのような住民サービスの提供を目指すのかという基本指針が中期目標であり、議会の議決による団体としての意思決定を経ることが適当であるため

イ いかなる住民サービスが提供されることになるのかということについては、住民の関心が寄せられるところであることから、住民の代表者である議会への説明と議決を経ることが適当であるため

(3) 公表

地方独立行政法人の運営について透明性を高めるため、中期目標を策定又は変更したときはこれを公表することとされています。

3 規定すべき内容

(1) 中期目標の期間

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 例) ア 手続等の簡素化に関する目標
- イ 教育、研究の質の向上
- ウ 高度医療の充実
- エ サービスメニューの増加に関する目標 など

- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 例) ア 業務処理の向上、時間短縮に関する目標
 - イ 取り組むべき課題の適切な選択
 - ウ 重点化を可能とするしくみの整備
 - エ 組織を柔軟に改革できる仕組みの整備に関する目標
- (4) 財務内容の改善に関する事項
 - 例) 固定費比率や借入金比率の低減、収益率の向上など
- (5) その他業務運営に関する重要事項
 - 例) 技術開発やその他本院が目標とする事項など

4 評価委員会の意見

中期目標を策定、変更する際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くことが法律により定められています。

これは、評価委員会が地方独立行政法人の業務の実績を評価する際、中期目標がその基準となるからです。

(中期目標) 地方独立行政法人法【抜粋】

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人法による定め	加古川市民病院機構	那覇市立病院	神戸市民病院機構	国立病院機構
0	前文	前文	前文	前文
中期目標の期間	1	1	1	1
住民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項	2	2	2	2
	1	1	1	1
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	5	5	5	5
	2	2	2	2
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	5	5	5	5
	6	6	6	6
	3	3	3	3
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	5	5	5	5
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	6	6	6	6
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
7	7	7	7	
業務運営の改善及び効率化に関する事項	3	3	3	3
	1	1	1	1
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	5	5	5	5
	財務内容の改善に関する事項	4	4	4
1		1	1	1
1		1	1	1
2		2	2	2
3		3	3	3
2		2	2	2
1		1	1	1
2		2	2	2
その他業務運営に関する事項	5	5	5	5
	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	その他	その他	その他	その他
1	1	1	1	
その他	その他	その他	その他	